

令和3年6月

宇土市議会定例会議案（その2）

令和3年6月14日招集

令和3年6月市議会定例会議案（その2）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第37号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第7号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について	1 別冊
議案第38号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第8号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について	2
議案第39号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第9号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について	10
議案第40号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第10号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について	12 別冊
議案第41号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第13号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について	13 別冊
議案第42号	宇土市手数料条例の一部を改正する条例について	14
議案第43号	宇土市税条例の一部を改正する条例について	15
議案第44号	宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第45号	宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例について	17
議案第46号	宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について	19
議案第47号	令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について	22 別冊
議案第48号	令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について	〃
議案第49号	宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	23
報告第4号	令和2年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について	24
報告第5号	令和2年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	26

報告第6号	令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	30
報告第7号	令和2年度宇土市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	32
報告第8号	令和2年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	34
報告第9号	令和2年度宇土市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	36
報告第10号	令和2年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	38
報告第11号	宇土市土地開発公社の経営状況の報告について	40
報告第12号	専決処分の報告について 専決第6号 損害賠償額の決定について	69
報告第13号	専決処分の報告について 専決第11号 損害賠償額の決定について	70
報告第14号	専決処分の報告について 専決第12号 損害賠償額の決定について	71

## 議案第 37 号

### 専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，下記の事件を専決処分したので，同条第 3 項の規定により次のとおり報告し，その承認を求める。

令和 3 年 6 月 14 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 記

## 専決第 7 号

### 専 決 処 分 書

令和 2 年度宇土市一般会計補正予算（第 17 号）について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別冊のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 24 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

### 専決理由

既定予算を補正する必要性が生じたが，緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がないため，専決処分するものである。

## 議案第 38 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，下記の事件を専決処分したので，同条第 3 項の規定により次のとおり報告し，その承認を求める。

令和 3 年 6 月 14 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

## 専決第 8 号

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，次の事件について専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

#### 1 宇土市税条例等の一部を改正する条例について

##### 専決理由

条例を改正する必要が生じたが，緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がないため，専決処分するものである。

宇土市税条例等の一部を改正する条例  
(宇土市税条例の一部改正)

第 1 条 宇土市税条例（昭和 34 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 第 4 項中「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め，「次条第 4 項」の次に「及び第 53 条の 9 第 3 項」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 4 項中「所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 53 条の 8 第 1 項第 1 号中「本条，次条第 2 項及び」を「この条，次条第 2 項及び

第3項並びに」に、「おいて、「退職」を「おいて「退職」に、「記載がある場合、その」を「記載がある場合 その」に改め、同項第2号中「記載がある場合、その」を「記載がある場合 その」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を

同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の2第26項を同条第25項とし、同条第27項中「同意導入促進基本計画」の次に「(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第26項とする。

附則第10条の4第2項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」と

いう。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第6号中「法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第13条の4の場合には、法附則第21条の2第2項において準用する法附則第18条第6項及び第18条の3」を「、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和



5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条第4項中「掲げる額」を「掲げる金額」に改め、同項第1号中「以下同じ。）当該宅地評価土地」を「以下同じ。） 当該宅地評価土地」に改め、同項第2号中「宅地評価土地以外の土地当該宅地評価」を「宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(宇土市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宇土市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、宇土市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、宇土市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、宇土市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、宇土市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宇土市税条例附則第10条の2第27項の改正規定（同項を同条第26項とする部分を除く。）並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (2) 第1条中宇土市税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第24項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の宇土市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申

告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の宇土市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項におい

て同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日の1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 議案第 39 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，下記の事件を専決処分したので，同条第 3 項の規定により次のとおり報告し，その承認を求める。

令和 3 年 6 月 14 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

## 専決第 9 号

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，次の事件について専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

#### 1 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について

##### 専決理由

条例を改正する必要性が生じたが，緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がないため，専決処分するものである。

##### 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例

宇土市税特別措置条例（昭和 57 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に，「第 1 号」を「第 2 号」に改め，同号ア中「第 28 条の 9 第 13 項」を「第 28 条の 9 第 10 項」に改め，同条第 2 号ア中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

##### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇土市税特別措置条例第 2 条第 1 号の規定は，施行日以後に新設され，又は増設される施設又は設備について適用し，施行日前に新設され，又は増設された施設又

は設備については，なお従前の例による。

## 議案第40号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和3年6月14日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

## 専決第10号

### 専 決 処 分 書

令和3年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年4月1日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

### 専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

## 議案第41号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和3年6月14日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

## 専決第13号

### 専 決 処 分 書

令和3年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年5月26日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

### 専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。



## 議案第 4 2 号

宇土市手数料条例の一部を改正する条例について

宇土市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 4 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市手数料条例の一部を改正する条例

宇土市手数料条例（平成 1 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 7 号を削り，第 2 8 号を第 2 7 号とし，第 2 9 号から第 3 3 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の改正に伴い，条例を改正する。

これが，この議案を提出する理由である。

## 議案第 4 3 号

宇土市税条例の一部を改正する条例について

宇土市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 4 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市税条例の一部を改正する条例

宇土市税条例（昭和 3 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 6 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日

(2) 第 2 4 条第 2 項及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 6 年 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の宇土市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 4 4 号

宇土市廃棄物等の減量化，再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する  
条例について

宇土市廃棄物等の減量化，再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 4 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市廃棄物等の減量化，再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する  
条例

宇土市廃棄物等の減量化，再資源化及び適正処理等に関する条例（平成 1 8 年条例第 1  
3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

指定袋	2 0 0 円 / 1 0 袋
-----	-----------------

」を

「

指定袋（大）	2 0 0 円 / 1 0 袋
指定袋（小）	1 2 0 円 / 1 0 袋

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行のために必要な家庭系廃棄物燃えないごみ用指定袋の作製その他の準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

家庭系廃棄物燃えないごみ用指定袋（小）を新たに作製することにより，市民のごみ排出の利便性を図るため，条例を改正する。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 4 5 号

宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例について

宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 4 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例  
(設置)

第 1 条 子育て中の親とその子どもが気軽に集い、相互に交流する場を提供することにより、子育てに係る不安感の緩和を図るとともに、地域の子育て支援機能の充実を図るため、宇土市つどいの広場（以下「つどいの広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 つどいの広場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
宇土市つどいの広場	宇土市浦田町 1 番地

(事業)

第 3 条 つどいの広場においては、第 1 条に規定する設置目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て中の親とその子どもが気軽に集い、相互に交流する場の提供に関する事業
- (2) 子育てに関する相談及び援助の実施に関する事業
- (3) 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施に関する事業
- (4) 子育て及び子育て支援に関する情報の提供に関する事業
- (5) 乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。）に関する休日  
の一時預かり事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するため、市長が必要と認める事業  
(開館時間等)

第 4 条 つどいの広場の開館時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までの間で前条に規定する事業の実施に必要な時間とする。

2 つどいの広場の休館日は、月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設け、若しくは臨時に開館することができる。

(利用者の範囲)

第 5 条 つどいの広場を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 乳幼児及びその保護者
- (2) 妊娠中の者及びその者に同伴する者

- (3) 子育て支援に関する活動を行う者
- (4) 子育てに関する相談等を希望する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの  
(利用の制限)

第6条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、つどいの広場の利用を拒否し、又はつどいの広場から退出させることができる。

- (1) つどいの広場の設置目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) つどいの広場の施設又は設備（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、つどいの広場の管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 つどいの広場の使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復しなければならない。第6条の規定により、つどいの広場から退出させられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第9条 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

提案理由

宇土市つどいの広場を設置し、その管理に必要な事項を定めるため、条例を制定する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 46 号

宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について

宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 14 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例  
(宇土市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 宇土市営住宅条例（平成 9 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(7) 入居する世帯員の中に過去に市営住宅，特定公共賃貸住宅（宇土市特定公共賃貸住宅条例（平成 12 年条例第 7 号。以下「特公賃条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する特定公共賃貸住宅をいう。）又は市営単独住宅（宇土市営単独住宅条例（平成 30 年条例第 20 号。以下「市営単独住宅条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する市営単独住宅をいう。）に入居していた者であつて，次に掲げる家賃，駐車場の使用料又は入居者負担額を滞納しているものがないこと。

ア 第 15 条第 1 項，第 32 条第 1 項，第 34 条第 1 項又は第 54 条第 1 項に規定する家賃

イ 第 56 条の 2 に規定する駐車場の使用料

ウ 特公賃条例第 14 条第 1 項に規定する家賃

エ 特公賃条例第 18 条に規定する入居者負担額

オ 特公賃条例第 31 条の 2 に規定する駐車場の使用料

カ 市営単独住宅条例第 15 条第 1 項，第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項に規定する家賃

キ 市営単独住宅条例第 44 条に規定する駐車場の使用料

(8) 入居する世帯員の中に第 43 条第 1 項（第 7 号を除く。），特公賃条例第 30 条第 1 項若しくは市営単独住宅条例第 42 条第 1 項の規定による住宅の明渡請求を現在受けている者又は過去に受けて退去した者がいないこと。

(宇土市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 宇土市特定公共賃貸住宅条例（平成 12 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 3 号を加える。

(6) 入居する世帯員の中に過去に特定公共賃貸住宅，市営住宅（宇土市営住宅条例（平成 9 年条例第 18 号。以下「市営住宅条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する市営住宅をいう。）又は市営単独住宅（宇土市営単独住宅条例（平成 30 年条例第 20 号。以下「市営単独住宅条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する市営単独住宅をいう。）に入居していた者であつて，次に掲げる家賃，入居者負担額又は駐車場の使用料を

滞納しているものがないこと。

ア 第14条第1項に規定する家賃

イ 第18条に規定する入居者負担額

ウ 第31条の2に規定する駐車場の使用料

エ 市営住宅条例第15条第1項、第32条第1項、第34条第1項又は第54条第1項に規定する家賃

オ 市営住宅条例第56条の2に規定する駐車場の使用料

カ 市営単独住宅条例第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項に規定する家賃

キ 市営単独住宅条例第44条に規定する駐車場の使用料

(7) 入居する世帯員の中に第30条第1項、市営住宅条例第43条第1項（第7号を除く。）若しくは市営単独住宅条例第42条第1項の規定による住宅の明渡請求を現在受けている者又は過去に受けて退去した者がいないこと。

(8) 国内に住所を有すること。

第16条第1項中「、当該特公賃住宅の管理開始後22年間を限度として」を削る。

(宇土市営単独住宅条例の一部改正)

第3条 宇土市営単独住宅条例(平成30年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の2号を加える。

(7) 入居する世帯員の中に過去に市営単独住宅、市営住宅（宇土市営住宅条例（平成9年条例第18号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）又は特定公共賃貸住宅（宇土市特定公共賃貸住宅条例（平成12年条例第7号。以下「特公賃条例」という。）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅をいう。）に入居していた者であって、次に掲げる家賃、駐車場の使用料又は入居者負担額を滞納しているものがないこと。

ア 第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項に規定する家賃

イ 第44条に規定する駐車場の使用料

ウ 市営住宅条例第15条第1項、第32条第1項、第34条第1項又は第54条第1項に規定する家賃

エ 市営住宅条例第56条の2に規定する駐車場の使用料

オ 特公賃条例第14条第1項に規定する家賃

カ 特公賃条例第18条に規定する入居者負担額

キ 特公賃条例第31条の2に規定する駐車場の使用料

(8) 入居する世帯員の中に第42条第1項、市営住宅条例第43条第1項（第7号を除く。）若しくは特公賃条例第30条第1項の規定による住宅の明渡請求を現在受けている者又は過去に受けて退去した者がいないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市営住宅等の入居者の資格要件を加え、及び特定公共賃貸住宅の家賃の減額を行うことができる期間を見直すため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。



#### 議案第47号

令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について

令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和3年6月14日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

#### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 議案第48号

令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年6月14日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

#### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。